

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年2月28日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
諸角 由美	諸角由美後援会	令和4年12月26日
城所 正美	城所正美後援会	令和4年12月30日
元榮 太一郎	元榮太一郎後援会	令和4年12月31日
大越 登美子	大越とみ子と市民ネット	令和4年12月31日
小川 利枝子	小川利枝子後援会	令和4年12月31日
木下 映実	木下映実後援会	令和4年12月31日
田居 照康	照友会	令和4年12月31日
真船 和子	まふね和子後援会	令和4年12月31日
緑川 利行	緑川利行後援会	令和4年12月31日
鈴木 昌俊	輝昌会	令和5年1月20日